

国際連合兵力引き離し監視隊（UNDOF）に係る
物資協力の実施について

（平成25年1月22日
閣議決定）

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、国際連合兵力引き離し監視隊（UNDOF）に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成24年度において、国際連合に対し、現在、ゴラン高原で行われている国際連合兵力引き離し監視隊（UNDOF）の活動に協力するために必要な

(1) トラック	3台
(2) 牽引車	1台
(3) 被牽引車	1台
(4) ドーザ	1台
(5) ショベルカー	1台

を無償で譲渡する。

説 明

- 1 国際連合兵力引き離し監視隊（以下「UNDOF」という。）は、ゴラン高原地域において、イスラエル国及びシリア・アラブ共和国の間の停戦監視及び両軍の兵力引き離し等に関する合意の履行状況の監視を任務として1974年6月から活動している。

- 2 我が国は、1996年2月以降、UNDOFに自衛隊の部隊及び司令部要員を派遣し、輸送等の後方支援分野の業務等を実施してきたが、2012年12月、UNDOFにおける当該自衛隊の部隊及び司令部要員の活動を終了し、ゴラン高原国際平和協力業務の終了に向けて所要の調整を進めてきたところである。

- 3 他方、UNDOFは、ゴラン高原国際平和協力業務の終了後も活動を継続することから、今般、国際連合から我が国政府に対し、UNDOFの活動に必要な、我が国が保有するトラック、牽引車、被牽引車、ドーザ及びショベルカーの譲渡要請がなされたものである。